

観光学術学会 シニア会員細則

第1条 (目的)

この細則は、観光学術学会（以下、当学会）のシニア会員に関する事項について定める。

第2条 (シニア会員の定義)

シニア会員とは、4月1日時点で満65歳以上の個人とする。

第3条 (申請・承認)

シニア会員となることを希望する個人は、別紙様式による申請書を提出し、理事会の承認を受けなければならない。

附則

この細則は、2016年7月10日より施行する。